

## 第49回春日井まつりフード・ショッピングエリア実施要領

### 1 目的

市民相互の融和を図る春日井まつりの趣旨に基づき、春日井市内の商店及び商業関係団体が、市民を始めとするまつり来場者に日頃の感謝を込めて対面で販売することで、消費者とのふれあいを深める場とする。

### 2 出店日時

令和7年10月18日（土）・19日（日）午前10時から午後4時まで（時間厳守）

宵まつり 18日（土）午後5時30分から午後8時まで（感謝市のみ）

### 3 出店会場及び特徴

(1) 感謝市 … 春日井市役所庁舎南側広場

※宵まつりの出店可・移動販売車による出店不可

(2) わいわい☆ぱくぱくランド … 春日井市役所庁舎北駐車場

※移動販売車による出店可（詳細は、「6 販売品目」を参照）

(3) 中央公園フードコーナー … 中央公園会場中央付近

※原則として、移動販売車（子ども向け内容）による出店のみ

### 4 出店資格及び条件

(1) 市内に固定した事業所又は店舗（仮設テント、プレハブ等は不可）を有し、常時営業活動をしている事業者であること。

※別紙で指定する確認書類を必ず提出すること。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、春日井まつり実行委員会ショッピング部会（以下「ショッピング部会」という。）が出店を認めた事業者

※その場合、出店料は1小間40,000円とする。

(3) 出店責任者本人がまつり当日に参加し、1小間につき1人、食品衛生責任者（養成講習会を受講した者又は調理師免許の資格を持った者等）が常駐すること。

※出店責任者は店舗の経営者、社員、従業員に限る。

(4) 調理及び製造する食品を販売する場合は、食品衛生責任者の管理のもと調理をすること。

※食品衛生責任者は、出店責任者の事業所又は店舗の経営者、社員、従業員に限る。

※後日、食品衛生責任者の修了証又は調理師の免許証等のコピーを提出すること。

(5) 出店責任者本人が8月21日（木）午後3時から行われる出店責任者説明会に出席すること。（説明会当日、出店責任者本人であることを確認するため、身分証明書及び市内に固定した店舗の経営者・

社員・従業員がわかるもの（名刺など）を提示していただく場合があります。）

## 5 小間内容

- (1) 小間数 65小間以内（感謝市：42小間程度（テントのみ）、  
わいわい☆ぱくぱくランド：18小間程度（テント、移動販売車）、  
中央公園フードコーナー：5小間程度（原則移動販売車のみ））
- (2) 大きさ [間口] 1.5間（約2.7m）× [奥行き] 2間（約3.6m）
- (3) 設 備 テント：テント1張（机は各自で用意すること）、店舗看板、三方幕、  
照明  
共通：コンセント（希望店舗のみ、1個につき2口、最大2kwまで）  
※電子レンジ、ホットプレート等の消費電力の大きいものは使用を禁止
- (4) 小間割 会場の店舗位置は、ショッピング部会において正式決定する。

## 6 販売品目

- (1) 出品物は出店者が日常取り扱っている商品とする。
- (2) 調理及び製造する食品の販売品目は、愛知県が定める「自動車による営業並びに露店営業、臨時営業及び短期営業に関する取扱要領」に記載の要件を満たすもので、次の品目を除いたものとする。

いか焼	トルネードポテト	果実飴
果実チョコ	ひやしきゅうり	瓶ラムネ
綿菓子		
酒精飲料（ノンアルコールビールを含む）		
※酒類の販売は小牧小売酒販組合春日井支部のみとする		
その他主催者が適当でないと認める品目		

- (3) 物品の販売において、次の品目は販売することができない。

たばこ	セルロイドのお面	有害玩具（BB弾等による鉄砲、おもちゃナイフ等）
くじ、ゲーム等による販売。ただし、次の条件を全て満たす場合はこの限りでない。		
ア 春日井まつりにおいて出店実績がある		
イ ショッピング部会の承認を受けている		
仕出し業者等、日頃から小分け包装しての販売を行っていないものが販売する飲食物		
その他主催者が適当でないと認める商品及び販売方法		

- (4) 販売品目数は、1小間につき1品目とする。（移動販売車は2品目までとする。）
- (5) 調理済の食品を販売する場合、販売を行う食品は、食品衛生責任者の管理のもと、飲食店営業許可、菓子製造業許可等の食品営業許可を持つ施設で製造され、包装・表示がされたものであること。
- (6) フライドポテトの詰め放題等の客が素手で商品に触れる可能性がある販売方法は禁

止とする。

(7) 申込小間数は最多でテント2小間+移動販売車1台とする。

## 7 申込方法等

(1) 次のQRコード又はURLから「愛知県春日井市電子申請・届出システム」にアクセスし、必要事項を入力。

※申込後24時間以内に「申込完了通知メール」が届きますので、記載の整理番号とパスワードを必ず控えてください（届かない場合は事務局に連絡してください）。

QRコード



URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-kasugai/smart-apply/apply-procedure-alias/kasugaimatsuri49>

(2) 申込期限 令和7年7月18日（金）午後5時まで

※出店者の情報は春日井まつり実行委員会、ショッピング部会員において共有する。

## 8 出店者の選考

(1) 仮決定

出店者の仮決定は、ショッピング部会で選考した後、選考結果をメールで通知する。

(2) 本決定

春日井市暴力団排除条例を受け、公共的行催事における露店等の出店届出要綱に基づく春日井市露店等出店審査委員会の審査を経て、正式に出店を認める。

## 9 出店料等

(1) 1小間 30,000円

(出店小間料 20,000円、出店者負担金 10,000円)

(出店者負担金により、前回（令和6年）はショッピングエリア割引券の配布等を実施)

※4(2)に該当する商業者は1小間 40,000円

(出店小間料 30,000円、出店者負担金 10,000円)

(2) コンセント使用料は、1個につき3,000円とする。

(1個につき2口、最大2kwまで、電子レンジオーブン不可)

(3) 荒天等による縮小・順延・中止の場合であっても 出店料の返金はしません。

## 10 出店等注意事項

- (1) 名義貸しが判明した場合は、直ちに出店許可を取り消す。
- (2) 出店料は出店責任者説明会時に納入すること。
- (3) まつり当日の従事者は、出店届出書に記入した者に限る。また、主催者が発行する「従事者証」を必ず着用すること。
- (4) 調理及び製造する食品を販売する場合
  - ア 食品営業許可等が必要な店舗は、保健所の指示を遵守すること。
  - イ 食品営業許可証の営業区域（営業所の所在地）は、まつり会場（春日井市鳥居松町5丁目 春日井市役所周辺）を含む区域であること。
  - ウ 許可申請等に必要な費用は、出店責任者で負担すること。
  - エ 食品営業許可証は、店舗内の見やすい場所に必ず掲示すること。※営業者氏名、営業の種類、営業所の名称、屋号又は商号、営業所の所在地、許可番号、有効期限及び許可条件を記載した標札でも可。
  - オ 調理をする際は、必ず土間に防災シート（消防法で定める防災ラベル付きのもの）を敷き、汚れを防止し、汚損した場合は原状復旧を行うこと（ブルーシート不可）。

### 防災ラベル見本⇒



- カ 愛知県が定める「自動車による営業並びに露店営業、臨時営業及び短期営業に関する取扱要領」に従い、衛生管理等を徹底すること。
  - キ 食品を入れるトレイは、発泡トレイをできる限り使用せず、極力紙トレイを使用すること。
  - ク 食品営業に係る賠償責任保険に加入すること。  
食中毒などの食品安全に係る補償と、テントや看板の倒壊などによる怪我に係る補償がされるものに加えること。
- (5) 物販をする場合  
テントや看板の倒壊などによる怪我に係る補償がされる賠償責任保険に加入すること。
  - (6) 営業に高校生以下の学生は従事させないこと。
  - (7) 火気取り扱い店舗については、必ず消火器を常備し、調理機器と燃料（プロパンガス）等を遠ざける店舗配置をするとともに、燃料等は固定措置を施すこと。また、消防による立ち入り検査を受けてから点火すること（検査開始時間は別途連絡する）。
  - (8) 出店者は自店から出したゴミを全て持ち帰ることとし、従事者全員で場内清掃美化に協力すること。
  - (9) 出店届出書等の提出物は定められた期限を厳守すること。

(10) 午前 10 時から午後 4 時までの営業時間を厳守すること。また、宵まつり出店者は午後 5 時 30 分から午後 8 時までの営業時間も厳守すること。

(11) 上記の項目に違反した場合は、今後の出店を禁止する。

## 11 出品物の搬出入

(1) 搬入は、10 月 18 日(土)、19 日(日)の両日とも、午前 9 時までとする。

※10 月 17 日(金)、午後 5 時から午後 7 時までは機材搬入のみ可(食材は不可)

(ただし、搬入品については、出店者の責任において管理すること。)

(2) 搬出は、10 月 18 日(土)、19 日(日)の両日とも、午後 4 時 30 分からとする。

## 12 出店者による監視

(1) 主催者の他にエチケット委員を出店者の中から選任する。

(2) エチケット委員は、出店者が適正に運営しているかチェックする。

(3) 主催者及びエチケット委員から注意を受けた出店者は、直ちに改善すること。その指示に従わない出店者は、その場で出店許可を取り消す場合がある。

## 13 スケジュール等について

日 程	飲食物を調理・製造して販売する場合	物品を販売する場合
7 月 18 日 (金)	出店申込期限	
8 月上旬	出店責任者説明会開催通知送付 ※過去の出店回数、販売品目及び販売価格等を考慮し、主催者で選考した後、出店の仮決定をする。	
8 月 21 日 (木)	出店責任者説明会	
8 月 25 日 (月)	・ 出店届出書の提出期限 (身分証明書のコピーの提出、出店責任者の押印は不要)	物販は左記の提出不要
	・ 食品衛生責任者の修了証のコピー (調理師免許証等でも可) の提出期限	
9 月 8 日 (月)	次の書類の提出期限 ・ 食品営業許可証のコピー ・ 検便成績書のコピー (調理に携わる者全員分)	物販は左記の提出不要
	・ 賠償責任保険証券のコピー (加入した際の領収書でも可) の提出期限 ※注意事項は「10 出店等注意事項(4)ク及び(5)」を参照	
10 月上旬	出店許可通知書送付 春日井市暴力団排除条例を受け、公共的行催事における露店等の出店届出要綱に基づく春日井市露店等出店審査委員会の審査を経て、正式な出店決定とする。	

※後日、出店責任者説明会の案内を申込のあったメールアドレスに

「matsuri@city.kasugai.lg.jp」から送信しますので、迷惑メール対策等を行っている場合にはメール受信が可能な設定に変更してください。

## 「4 出店資格及び条件（1）」の確認書類について

出店資格である市内商業者であることを確認するため、次の書類提出が必要となります。  
※第 49 回春日井市民納涼まつりに出店した市内商業者については確認済みのため、提出不要。

**提出期限**

令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時まで

**提出書類****1 飲食物を販売する場合（次のいずれか1つの書類の提出が必要。）****①市内実店舗の営業許可証の写し**

- ・移動販売車の場合は施設保管場所が市内であること。
- ・募集時点で有効期限内であること

**②所得税、法人税の申告書類等の写し**

例：所得税の申告書（新規事業者の場合は「個人事業の開業・廃止等届出書」の写し）、青色申告書、収支内訳書（白色申告書）、法人税申告書、所得税の領収証、法人税の領収証などで、次の条件を満たしている書類

- ・金額部分を隠して提出すること

**③所得税の納税証明書（前年分）の写し**

- ・市内事業所の所在が確認できる内容であること
- ・金額部分を隠して提出すること

**2 飲食物以外を販売する場合（次の書類の提出が必要。）****営業時間中の実店舗の外観写真**

[問合せ先]春日井まつり実行委員会事務局

〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44 春日井市市民生活部市民生活課内

TEL:0568-85-6622 E-mail:matsuri@city.kasugai.<sup>エル</sup>g.jp